

西日本豪雨災害に係る災害見舞金の取扱いについて

本組合では、組合員及びその被扶養者が地震、火災、台風や豪雨などの自然災害や非常災害により、住居や家財に損害を受け、一定の条件に該当したときは、災害見舞金の給付を行っていますが、本年7月に発生した西日本豪雨災害は、災害救助法が適用となる甚大な災害であり、当該災害にかかる請求にあたって組合員の利便性をはかるため、県内の地方公務員共済組合グループと災害見舞金請求に係る提出書類等について協議を行い、また、中国地区の市町村職員共済組合の取扱いを参酌した結果、別紙のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

《住居の損害》

取扱いの内容	西日本豪雨災害での取扱い	通常取扱い
損害の程度の判定	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>全壊・大規模半壊・半壊の場合</u> 「り災証明書」で判定。 ● 一部損壊の場合 換価して判定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全壊・全焼の場合 「り災証明書」で判定。 ● 上記以外の場合 換価して判定。
損害の程度の判定に使う書類	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>全壊・大規模半壊・半壊の場合</u> 「り災証明書」 「損害の状況が確認できる写真」 ● 一部損壊の場合 「り災証明書」 「当該家屋を建て替えたとした場合の見積書」又は「<u>固定資産税評価額</u>」 「損害箇所を修理した場合の見積書」 「損害の状況が確認できる写真」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全壊・全焼の場合 「り災証明書」 「損害の状況が確認できる写真」 ● 上記以外の場合 「り災証明書」 「当該家屋を建て替えたとした場合の見積書」 「損害箇所を修理した場合の見積書」 「損害の状況が確認できる写真」

《家財の損害》

取扱いの内容	西日本豪雨災害での取扱い	通常取扱い
自家用自動車等	<p><u>組合員及びその被扶養者が使用する車両全て</u>を家財に含む。</p> <p>※添付書類は不要</p>	<p><u>通勤手当が支給されている車両のみ</u>家財に含む。</p> <p>※添付書類は不要</p>

※ご不明な点は共済組合保険課（082-545-8777）へお問い合わせください。